

道路運送車両法

1. 案内情報

- ① 手続名 : 臨時運行の許可
- ② 手続根拠 : 道路運送車両法第34条第2項
- ③ 手続対象者 : 未登録自動車等を運行しようとする者
- ④ 提出時期 : なし
- ④ 提出方法 : 道路運送車両法施行規則第21条各号の事項を記載した申請書と共に、必要書類を添付（自賠責保険加入証明書の提示等も必要）して、臨時運送許可を受け運行する経路の最寄りの運輸支局、自動車検査登録事務所、市、特別区又は国土交通大臣が指定した町村（以下「運輸支局等」という。）に提出することとなっています。
なお、詳細については、運輸支局等にご確認願います。
- ⑥ 手数料 : 750円（市区町村については異なる場合あり。）
- ⑦ 添付書類・部数 : 運輸支局等にご確認願います。
- ⑧ 申請書様式 : 運輸支局等にご確認願います。
- ⑨ 記載要領・記載例 : 運輸支局等にご確認願います。

2. 窓口案内

- ① 提出先 : 運輸支局等
<http://www.mlit.go.jp/jidosha/kensatoroku/html/car22.htm>
- ② 受付時間 : 運輸支局等にご確認願います。
- ③ 相談窓口 : 運輸支局等

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 運輸支局等にご確認願います。
- ② 標準処理機関 : 運輸支局等にご確認願います。
- ③ 不服申立方法 : （行政不服審査法の規定による）